

一般質問

指定管理者制度の運営の在り方と今後の方向性について



立憲民主党
中村 あきひろ

問

①ウクライナ危機等の影響による長期の物価高騰が続いているが、本区の指定管理者における物価高騰の影響については、状況を把握できているのか。②地域力活用の一例として、本区の児童館の指定管理業務で地域協働が事業項目に盛り込まれている。他の指定管理事業でも、地域協働を事業項目に追加して推進することで、地域力日本一を目指す本区の地域力、区民の暮らし及びソーシャルキャピタルの向上に寄与すると考えるが、区長の見解は。③地域力向上には、従業員の労働環境の底上げが非常に重要となる。人に投資をしなければ個人消費は伸びず、経済は循環しない。単眼的なコストカット主眼ではなく、長期的な視点で人財への投資等を行うことで、事業の存在価値を高め、住民満足度を向上させるという地域の経済活力・地域循環型の考え方に方針転換するべきであると考えるが、区長の見解は。

答 ①物価高騰による影響を含め、指定管理者の状況は、毎月提出される事業報告書等を通して適切に把握し、補正予算により、光熱費高騰に伴う損失補填等、状況に応じて対応してきた。引き続き、指定管理者の状況把握に努め、必要な対応をしていく。②ご案内の児童館以外にも、地域との協働に関する内容を指定管理者の事業項目としている施設もあり、今後も、設置目的や特性に応じ、個別に検討していく。③指定管理者制度の導入に当たっては、施設の管理運営経費の節減だけでなく、施設の設置目的や特性に応じて利用者サービスの向上等を図ってきた。今後も、指定管理者と協力し、地域との協働や地域力向上に取り組んでいく。

意見書

下水サーベイランス事業の実施に関する意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきです。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要ですが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がり傾向をつかむことはできません。しかし、「下水サーベイランス（疫学調査）」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できます。

また、内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところです。

よって、墨田区議会は、政府に対し、内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となり、厚生労働省、国土交通省及び各地方公共団体の連携の下、下水サーベイランス事業が早急に全国展開されるよう、その体制等整備を強く要望します。

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等に関する意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられ、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年から同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となりました。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療の下に治療を受けることができるようになりましたが、本疾患の患者の中には、保険適用（J00712）の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者もいるため、医療の現場では混乱が生じています。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は1か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こることが報告されており、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要ですが、現状、診療上の評価がされていません。

よって、墨田区議会は、政府に対し、次の事項について適切な措置を講ずるよう、強く要望します。

1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10パーセントは起立性頭痛を認めないとする公的な研究報告もあることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことができるよう、診療上の評価を改定すること。

政務活動費について

政務活動費とは

地方自治法や「墨田区議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、議員の調査研究その他の活動に必要な経費の一部として、会派に対して、交付しています。
[交付額] 月額140,000円×会派所属議員数×月数

支出項目の説明

調査研究費	会派が行う区の事務及び地方財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会、研究会等の実施に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会、研究会等への所属議員及び会派の調査研究を補助する職員の参加に要する経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費

支出できない主な使途

- ・政党活動、選挙活動、後援会活動に伴う経費
- ・私的経費（慶弔せん別、冠婚葬祭、宗教活動、その他私用用務等）
- ・飲食や懇親を主たる目的としたもの（新年会、賀詞交歓会、懇親会、周年行事等）

資料購入費	会派が行う活動のために必要な資料の購入に要する経費
広報広聴費	会派が行う会派の調査研究活動及び議会活動、区の政策等の区民への周知並びに区民の意見、要望等の聴取及び区民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請及び陳情活動に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動の補助を目的として雇用する者に係る経費

収支報告書等の提出について

政務活動費の交付を受けた会派は、収入及び支出に関する収支報告書を作成し、提出しなければなりません。収支報告書には、全ての支出に関する領収書等の証拠書類の原本を添付する必要があります。

収支報告書等の公表について

墨田区議会図書室（墨田区役所15階）では、過去5年分の収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを閲覧することができます。また、墨田区議会ホームページでも、過去5年分の収支報告書及び領収書等の証拠書類の写しを公表しています。

令和4年4月～令和5年3月分の会派別収支状況

単位：円

会派名及び所属議員数		墨田区議会自由民主党	墨田区議会公明党	日本共産党墨田区議会議員団	立憲民主党墨田区議団	すみだ	地域連合「すみだの絆」	墨田民主クラブ	墨田オンブズマン	新しいすみだ	無所属	革新すみだ
経費項目		12人	7人	4人	2人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
収入	交付額（A）	20,440,000	11,760,000	7,980,000	3,360,000	1,400,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	420,000
	調査研究費	2,662,182	620,003	820,000	36,720	111,017	23,500	137,828	585,965	54,482	74,148	0
	研修費	3,750	265,990	14,220	665,550	0	28,313	0	0	0	0	0
	会議費	0	0	0	0	0	30,000	0	0	0	0	0
	資料作成費	0	0	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0
	資料購入費	475,102	1,166,791	219,724	93,240	156,410	93,480	33,894	0	10,533	41,344	0
	広報広聴費	12,046,360	3,872,895	4,341,148	1,322,144	448,910	1,186,515	367,455	994,400	1,412,232	1,283,631	0
	要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務費	3,045,481	3,433,707	2,364,451	947,875	300,212	887,383	1,130,328	367,342	175,639	344,900	372,577
	人件費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	支出計（B）	18,232,875	9,359,386	7,789,543	3,065,529	1,016,549	2,249,191	1,669,505	1,947,707	1,652,886	1,744,023	372,577
	預金利息の支出充当（C）	△ 29	△ 40	△ 26	△ 9	△ 1	0	△ 5	0	△ 7	△ 9	0
	返還額（A－（B＋C））	2,207,154	2,400,654	190,483	294,480	383,452	0	10,500	0	27,121	0	47,423

※会派名及び所属議員数は、令和5年4月に収支報告を受けた時点のものです。

常任委員会の活動

企画総務委員会

開会日 9月25日(月)

案件 議案7件、陳情1件、
報告3件

◆主な審査状況を紹介します。

可決
墨田区公契約条例

公契約について基本理念を定め、区及び受注者の責務を明らかにするとともに、公契約に係る施策の基本方針を定めるもの

労働者に対する報酬額の監視を

意見 合意形成を重ねて作られた条例素案の肝の部分が、パブリックコメントを受けて書き換えられてしまっているが、一旦可決するしかないと考えている。その上で、最低報酬下限額を下回る賃金が支払われた場合、すぐに区が情報を得られる仕組みを作ってもらいたい。

本議案は、次の付帯決議を付して可決されました。

【付帯決議】

区は、本条例の施行に当たり、労働者に対して、労働報酬下限額及びこれを下回る報酬が支払われた場合の通報先を周知すること、労働者に対する労働報酬の支払状況について、定期的に議会に報告すること、その状況に応じて、条例改正も含めた実効的な対策について検討すること。

可決
令和5年度墨田区一般会計補正予算

新保健施設等複合施設建設事業費、ビジネス・ものづくり助成事業費、学校給食費徴収免除対応経費等、31億6854万8000円を追加するもの
学校給食費の徴収免除はいつまで行うのか

問 物価高騰が収まったら、学校給食費の徴収免除、実質的な給食無償化はやめてしまうのか。

答 物価高騰対策として開始する現状がある一方で、こどももなかなか社会や国の財政措置に対する議論等を総合的に勘案しながら検討していく必要があると考える。

不採択
公共施設である庁舎内における政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛に関する陳情

①墨田区庁舎管理規則を遵守し、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにすること、②庁舎内の政治的中立性の疑念を払拭するために、区職員へ政党機関紙の配達先を自宅とする旨の指導を徹底すること、③区職員に対する庁舎内での政党機関紙購読勧誘やその際の心理的圧力について、調査・確認をすることを求めるもの

規則ののっとり行われている

意見 各要旨とも不採択としたい。①勧誘等は規則ののっとり行われている。②仕事の情報収集として購読する職員もいるため、一律に配達先を自宅とするよう求めるべきではない。

③職員の閲読の自由を尊重するため、実態調査等は控えるべきである。

ただし、職員に圧力を与え、職員が自らの意思に反して購読することで、政党活動の資金となるようなことはあってはならないと考えている。

区民福祉委員会

開会日 9月22日(金)

案件 議案4件、請願1件、
陳情3件、報告2件

◆主な審査状況を紹介します。

可決
墨田区プールに関する条例(一部改正)

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の制定を踏まえ事業譲渡によるプール許可経営者の地位の承継について定めるもの

衛生水準の低下等への懸念は

問 手続の簡略化により、営業者には大きなメリットがあると考え

るが、全く違う事業主体へ譲渡された場合、衛生水準低下等のリスクが懸念される。区はどう考えているのか。

答 事業譲渡により営業者の地位を継承した者の業務の状況については、当該地位が承継された日から6か月を経過するまでの間において、少なくとも1回は調査をしなければなら

ないと規定されている。衛生水準の確認、業務の状況及び事業の継続性については、書面だけではなく、実地検査もしっかりと行っていく。

不採択
介護報酬のプラス改定を求める意見書の提出に関する請願

2024年4月の介護報酬改定において、利用者が安全・安心の介護を受けるために、国に対し、介護事業所の経営の安定性確保と介護従事者への十分な賃上げを行うことのできる介護報

酬のプラス改定を求める意見書の提出を求めるもの

介護報酬アップを国に求めるべき

意見 介護事業所の安定した経営、介護職の労働環境の改善につながるため、介護報酬アップを国に求めるべきである。

利用者に更なる負担を強いられることにもなる

意見 介護報酬のプラス改定は、保険料に跳ね返り、利用者層に更なる負担を強いられることになることも考えなくてはならない。反対側には多くの区民がいるということも念頭に置き、現場に寄り添う姿勢は変わらないという

ことは重々申し上げた上で、不採択としたい。

採択
新規火葬場建設に関する陳情

行政による新規の火葬場の設立を求めるもの

広域での設立を

意見 陳情者からは、区単独ではなく、広域での設立という意向も確認している。港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区の5区で臨海斎場を設立した際、国や都の補助金を活用することで、各区の負担はほとんどなかったと側聞していることから、採択としたい。

地域産業都市委員会

開会日 9月21日(木)

案件 議案1件、報告3件

◆主な審査状況を紹介します。

可決
墨田区立隅田公園の一部における指定管理者の指定について

令和7年4月1日から5年間、すみだパークマネジメントグループを同公園の一部における指定管理者に指定するもの

事業者選定の決め手は

問 どのような事業者が応募してき

たのか。また、当該事業者を選定した決め手について伺う。

答 今回指定しようとする鉄道会社を代表とした4者による共同企業体のほか、人材コンサルティング会社、造園会社及び飲食店経営者の2者による共同体の計3団体から申請があった。選定に当たっては、公園利用者の利便性向上が最も期待できるという点が決め手になったと認識している。

報告
北斎基金及び北斎ふるさと納税の今後の活用について

今後の北斎基金の更なる積立てを見据えた基金活用の検討状況についての報告

活用は北斎関連に限定されていたが

問 寄付金の使途への共感から寄付が集まっていると思うが、今後、北斎を前面に立てることはなくなるのか。すみだの芸術全般への活用となると、こういった傾向になるのか。

答 今後も北斎関連への活用は現状のまま残す。これ以外にも、文化芸術といった表現で、ふるさと納税の募集等の際に配慮して周知したい。



葛飾北斎 富士山三十六景 凱風快晴
すみだ北斎美術館蔵
画像提供:すみだ北斎美術館

報告
「(仮称) 墨田区スポーツ推進計画」(案)の策定の考え方について

スポーツ施策の具体的な方向性を定める計画策定の考え方についての報告
スポーツを行う場の確保を

問 区民がスポーツをする場の確保が大事だと考えるが、これに関する具体的な数字等は示されるのか。

答 今計画では、具体的な数値を示すことは難しいが、施設整備に対する考え方を示していきたい。



墨田区立隅田公園

子ども文教委員会

開会日 9月20日(水)

案件 議案2件、陳情1件、
報告4件

◆主な審査状況を紹介します。

可決 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例及び幼稚園教育
職員の給与に関する条例(一部改正)

東京都等の動向を踏まえ、幼稚園教
育職員に対する手当及び制度について、
幼稚園教育職員とパートナースhip関
係にある者の取扱いを定めるため、所
要の改正をするもの

パートナースhipの対象者は

問 墨田区パートナースhip宣誓制
度の対象要件は区内在住者のみ
であるが、東京都のパートナースhip
宣誓制度は在勤者も対象となっている。
東京都パートナースhip宣誓制度の証
明書の発行を受けた方についても本条
例の適用となるのか。

答 東京都パートナースhip宣誓制
度における証明書を発行された
方も対象となるため、その方が墨田区
のパートナースhip宣誓制度の要件に
ない場合でも本条例の適用となる。

報告 「すみだ子ども・子育て応援プ
ログラム」(案)について

「すみだ子ども・子育て応援プ
ログラム」の最終案についての報告

プログラムの内容について

問 ヤングケアラーや医療的ケア児
を含む障害児のインクルーシブ

保育、ベビーシッターの活用について
は、本来は盛り込むべき内容だったの
ではないかと思うが、これらを盛り込
まなかった理由について伺う。

答 ご指摘の件は、項目を設けてニ
ーズ調査を行っている。この調
査結果を踏まえ、庁内の関係各課とも
連携し、十分に検討した上で次期総合
計画の中で反映していきたい。

報告 「区立学校における働き方改革
推進プラン」の改定について

「区立学校における働き方改革推進
プラン」の改定の概要等についての報
告

プランの最大の目標は

問 本プランは単に残業の数字を取
って終わりではなく、実効性を
持つて、なるべく残業時間を削ってい
くことが最大の目標であると思う。是
非、より力を入れて推進してほしい。

答 働き方改革推進プランの究極の
目的として、教員の精神状態を
安定させ、児童・生徒との関わり合い
を増やすことで、児童・生徒の成績の
向上や健全な育成等を目指したいと考
えている。実効性のあるプランとして
改定したい。

早急な対応を

意見 本プランは5か年で行われるも
のであるが、特に超過勤務が月
80時間を超えている方に対しては、早
急に対応してほしい。



特別委員会の活動

放課後対策・情緒障害児等
支援対策特別委員会

【8月2日～3日】

行政調査

放課後対策及び情緒障害児等支援対
策に関する調査・検討の参考に資する
ため、大阪府堺市及び大阪府の「情緒
障害児等支援対策の取組」、並びに大
阪府大阪市の「放課後対策の取組」に
ついてそれぞれ調査を行った。



堺市での行政調査のようす

【8月31日】

研修会

特定非営利活動法人放課後NPOア
フタースクール代表の平岩国泰氏を講
師に迎え、放課後対策について講義を
受けた後、質疑応答及び意見交換を行
った。

【10月12日】

区民等との意見交換会について

本委員会の運営方針において10月中
旬に予定していた区民等との意見交換
会を本日開催することとした。

区民等との意見交換会

墨田区発達障害の子どもを持つ親の
会の皆様から、「発達障害の子どもを
育てていくことに係る現状の課題と
区・学校に対して望むこと」をテーマ
にお話を伺った後、ワークショップ形
式で意見交換を行った。

公園の在り方調査・
災害対策特別委員会

【8月7日】

行政調査

公園の在り方に関する調査・検討の
参考に資するため、港区、文京区及び
新宿区の公園の管理運営状況について
それぞれ調査を行った。



港区での行政調査のようす

自治体DX調査
特別委員会

【8月22日～23日】

行政調査

自治体DXに関する調査・検討の参
考に資するため、岩手県盛岡市及び宮
城県仙台市の「自治体DXの取組」に
ついてそれぞれ調査を行った。



盛岡市での行政調査のようす

【10月16日】

研修会について

本委員会の運営方針において10月中
旬に予定していた特別委員会における
研修会を本日開催することとした。

研修会

株式会社政策創造研究所代表取締役
社長であり、本区のCIO補佐官でも
ある吉田大祐氏を講師に迎え、DX推
進の意義と事例紹介について講義を受
けた後、質疑応答及び意見交換を行っ
た。

議会運営委員会 (議会改革)

◆議会改革に関する主な調査・検討状
況を紹介します。

【6月8日】

議会運営に関することについて

議長・副議長選挙における立候補制
の導入、オンラインによる一般質問及
び議員選出監査委員制度について、各
党派等が意見を表明し、次回、結論を
取りまとめることとした。

議会改革に関することについて

政策会議、議会改革PDCAサイク
ル及び政策形成サイクルについて、各
党派等の意見を取りまとめ、次回、こ
れを基に協議することとした。

区議会はどなたでも傍聴できます

本会議や委員会は、どなたでも傍聴することが
できます。本会議の傍聴は、区役所19階の本会議場
傍聴受付へ、各委員会の傍聴は、17階の委員会室
傍聴受付へ直接お越しください。

詳細については、区議会事務局調査担当までお気
軽にお問い合わせください。

△5608-6352(直通)
✉KUGIKAI@city.sumida.lg.jp



傍聴について

会議日程

令和5年度定例会9月議会 議決議案等の審議結果												○賛成 ×反対 ※ 立憲墨は、賛否両方あり		
件 名			会派名等 () 内は所属議員数									議決結果		
			自民党	公明党	共産党	維・国	立憲墨*	墨民主	新すみ	無所属	都ファ			
			(13)	(7)	(3)	(3)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)			
区 長 提 出 議 案	予算	令和5年度墨田区一般会計補正予算		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	条 例	墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例		○	○	×	○	○	○	○	○	○	可決	
		墨田区手数料条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
		職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
		墨田区公契約条例 ※本議案は付帯決議を付して可決しました。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
		墨田区プールに関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
		興行場法施行条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
		旅館業法施行条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
		幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
		墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	契約	あずま百樹園再整備工事請負契約		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
		旧あわの自然学園ほか解体工事請負契約		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
	人事	墨田区教育委員会委員任命の同意について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意	
	その他	墨田区立隅田公園の一部における指定管理者の指定について		○	○	×	○	○ ⁽¹⁾ × ⁽¹⁾	○	○	○	○	○	可決
		国民健康保険診療報酬の不当利得返還等請求に係る訴えの提起について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議員提出議案	意見書	下水サーベイランス事業の実施に関する意見書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
		ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等に関する意見書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
請願・陳情	請願	介護報酬のプラス改定を求める意見書の提出に関する請願		×	×	○	×	○	×	×	○	×	不採択	
	陳 情	新規火葬場建設に関する陳情		○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択	
		民営火葬場の運営と料金体制を適正化及び管理するための法整備と火葬料金届出制に関する陳情	第1項	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	不採択
			第2項	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	採択
			第3項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
		公共施設である庁舎内における政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛に関する陳情		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	不採択
	健康保険証の存続に関する陳情		×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	不採択	

会 派 等 の 所 属 議 員		
略 称	会 派 名 等	所属議員名（五十音順）
自 民 党	墨田区議会自由民主党・無所属	あべよしたけ、稲葉かずひろ、井上裕幾、加藤ひろき、小林しょう、坂井ユカコ、佐藤 篤、しもむら緑、大門しろう、たきざわ正宜、福田はるみ、藤崎こうき、堀よしあき
公 明 党	墨田区議会公明党	おおこし勝広、おまた雄一、加納 進、たかはしのりこ、高橋正利、とも宣子、はねだ福代
共 産 党	日本共産党墨田区議会議員団	としま剛、村本ひろや、山下ひろみ
維 ・ 国	墨田区議会日本維新の会・国民民主党	しみず良平、ちょうなん貴則、船橋けんご
立 憲 墨	立憲民主党墨田区議団	遠藤ミホ、中村あきひろ
墨 民 主	墨田民主クラブ	あべきみこ
新 す み	新しいすみだ	井上ノエミ
無 所 属	無所属すみだ	桜井浩之
都 フ ァ	都民ファーストの会墨田区議団	甲斐まりこ

【今後の会議日程（予定）】

	会 議 名	開会時刻	傍聴席
11月 20日（月曜日）	議会運営委員会	午前11時30分	17階
11月 24日（金曜日）			
11月 27日（月曜日）	本会議（11月議会初日）	午後1時	19階
11月 28日（火曜日）	本会議		
11月 29日（水曜日）			
12月 1日（金曜日）	子ども文教委員会		17階
12月 4日（月曜日）	地域産業都市委員会		
12月 5日（火曜日）	区民福祉委員会		
12月 6日（水曜日）	企画総務委員会		
12月 8日（金曜日）	議会運営委員会	午前11時30分	19階
12月 11日（月曜日）	本会議（11月議会最終日）	午後1時	

※この会議日程は予定ですので、変更が生じる場合があります。



決算特別委員会のようす

決 算 特 別 委 員 会 委 員 (16人)															
あ べ き み こ	井 上 ノ エ ミ	お お こ し 勝 広	と も 宣 子	し も む ら 緑	佐 藤 篤	村 本 ひ ろ や	中 村 あ き ひ ろ	藤 崎 こ う き	船 橋 け ん ご	ち ょ う な ん 貴 則	お ま た 雄 一	あ べ よ し た け	井 上 裕 幾	稲 葉 か ず ひ ろ	堀 よ し あ き
(墨 民 主)	(新 す み)	(公 明 党)	(公 明 党)	(自 民 党)	(自 民 党)	(共 産 党)	(立 憲 墨)	(自 民 党)	(維 ・ 国)	(維 ・ 国)	(公 明 党)	(自 民 党)	(自 民 党)	(自 民 党)	(自 民 党)

令和4年度 墨田区各会計歳入歳出決算額			
一般会計		介護保険特別会計	
歳入	1,421億3,584万4,606円	歳入	228億2,739万6,533円
歳出	1,361億8,515万2,126円	歳出	221億3,989万 413円
差引	59億5,069万2,480円	差引	6億8,750万6,120円
国民健康保険特別会計		後期高齢者医療特別会計	
歳入	274億3,508万9,241円	歳入	67億2,213万4,083円
歳出	267億8,357万8,924円	歳出	66億1,612万9,076円
差引	6億5,151万 317円	差引	1億 600万5,007円

令和4年度決算を審査しています — 決算特別委員会を設置 —

9月29日の本会議において、区長から令和4年度各会計歳入歳出決算が、監査委員の意見を付して提出されました。

これを受けて区議会では、同日に16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、10月20日から審査を行っており、11月8日の最終日には、各会派の意見表明と採決が行われる予定となっています。

決算特別委員会の審査のようすはインターネットで生中継しています。また、録画中継は生中継終了後1週間程度で配信しますので、区議会ホームページからご覧ください。